

品川区年末保育実施要綱

制定	平成 10 年 10 月 28 日	区長決定	要綱第 78 号
改正	平成 11 年 11 月 25 日	区長決定	要綱第 2 号
改正	平成 12 年 12 月 6 日	区長決定	要綱第 3 号
改正	平成 16 年 5 月 14 日	児童保健事業部長決定	要綱第 81 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日	事業部長決定	要綱第 269 号
改正	平成 27 年 3 月 24 日	事業部長決定	要綱第 129 号
改正	平成 30 年 10 月 18 日	部長決定	要綱第 187 号

(目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している者（以下「保護者」という。）が年末に就労等の理由により児童を監護することが困難な場合に、区立保育園において一時的に保育することによって、保護者の年末における就労を支援するとともに、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(対象児童)

第2条 年末保育の対象者は、品川区内に居住する満4か月から小学校就学前までの健康な児童とし、年末において保護者が次の各号に掲げるのいずれかに該当する場合とする。

- (1) 保護者が居宅外で労働するとき。
- (2) 保護者が居宅内で児童と離れ就労するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

(年末保育の実施内容)

第3条 年末保育は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条から第36条までに定める事項に準拠して実施する。

(年末保育実施日)

第4条 年末保育の実施日は、12月29日から12月31日までの日とし、毎年度区長が定める。

(年末保育の実施園)

第5条 年末保育の実施園は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条に規定する保育所のうちから毎年度区長が定める。

(保育時間)

第6条 年末保育の実施時間は、午前7時30分から午後6時30分までの間において、保育の実施園の施設長が保護者の就労状況その他必要な事項を聴取し、決定するものとする。

(定員)

第7条 年末保育に係る実施園の定員は、第5条で定めた各保育所の定員を上限とし、別に子ども未来部長が定める。

(申込み)

第8条 年末保育を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年末保育利用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、区長に提出しなければならない。ただし、品川区立保育所の在園児に係る申込みについては、第1号および第2号の書類は、省略することができる。

- (1) 児童の母子健康手帳
- (2) 児童が加入する健康保険証
- (3) 保護者の就労等の事実を確認する書類

(承認)

第9条 区長は前条の申請があったときは、利用の可否を決定し、年末保育利用承認通知書（第2号様式）または年末保育不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 前項の利用の可否を決定する場合において、区長は、申請者に対して面接を行うほか必要に応じ、児童の健康診断を実施するものとする。

(利用決定の取消)

第10条 区長は保護者または対象児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請によって利用の承認を受けたとき。
- (2) 健康診断等によって保育をすることが困難と認められたとき。
- (3) 保護者から利用辞退の申し出があったとき。
- (4) 第2条に規定する保育の要件を欠くに至ったとき。
- (5) その他保育をすることが困難な事情が生じたとき。

2 区長は、前項の規定によって利用の承認を取り消したときは、年末保育取消通知書（第4号様式）により保護者に通知する。

(利用料)

第11条 区長は、保育を実施した時は、児童の保護者から、利用料として当該児童1人につき日額2,000円の費用を徴収する。

2 前項の利用料は、区長の指定する方法で、原則として前納しなければならない。

3 既納の利用料は返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

付則(平成11年11月25日改正)

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

付則(平成12年12月6日改正)

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

付則(平成16年5月14日改正)

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付則(平成21年3月31日改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則(平成27年3月24日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則(平成30年10月18日改正)

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。